

令和2年8月（令和2年度第5回）
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 令和2年8月25日(火) 午前10時00分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティーセンター婦人研修室

3. 出席委員 (15名) 12番欠番

委員	1番	坂	口	利	邦
委員	2番	内	倉	孝	子
委員	3番	富	永	浩	二
委員	4番	白	田	利	秋
委員	5番	中	嶋	睦	巳
委員	6番	中	村	重	治
委員	7番	上	岡	ヒト	ミ
委員	8番	永	野	易	美
委員	9番	大	窪	輝	則
委員	10番	藤	井	勇	次
委員	11番	福	田	智	浩
委員	13番	冷	水	正	行
委員	14番	吉	永	良	行
委員	15番	福	園	幸	雄
会 長	16番	鶴	岡	和	喜

4. 欠席委員

5. 議事録署名委員 15番 福園幸雄 1番 坂口利邦

6. 議 題 議案第16号 農地法第3条許可申請の件について
議案第17号 農地法第5条許可申請の件について
議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画案の件について

7. 協議・報告 1 農地利用集積計画の解約について
2 あっせん委員の選任について
3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 一松 敬一 事務局次長 原之園 利恵 係長 有留 幸弘

10. 農地利用最適化推進委員 16名 出席

11. — 閉会 —

第 5 回定例総会 会議の概要

【午前 10 時 00 分 開会】

事務局	<p>定刻になりましたので、皆さんご起立をお願いします。</p> <p>只今より、令和 2 年度肝付町農業委員会第 4 回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」</p> <p>御着席ください。</p> <p>本日の出席委員は 15 名中 15 名です。会議規則第 17 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の皆様にも出席依頼をし、16 名中 16 名の方が出席です。</p> <p>それでは、会議規則第 15 条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>冒頭、あいさつあり。</p> <p>それでは、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>それでは本日の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、15 番の福園幸雄委員と 1 番の坂口利邦委員をお願いいたします。</p> <p>本日の議題は、議案第 16 号から議案第 18 号まであります。報告協議が 1 から 3 番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は記載のとおりです。</p> <p>それでは、さっそく議事に入ります。1 ページをお開きください。</p> <p>議案第 16 号「農地法第 3 条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 16 号 農地法第 3 条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第 3 許可申請は 6 件の申請です、所有権移転の売買が 3 件と贈与が 3 件となっています。売買の 3 件は、畑が 4 筆で 2,460 平方メートルです。贈与の 3 件は田が 3 筆で 5,285 平方メートル、畑が 1 筆で 1,441 平方メートルという内訳になっています。</p> <p>整理番号 1 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇外 1 筆で、畑が 2 筆で 779 平方メートルです。</p> <p>整理番号 2 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が 1 筆で 1,300 平方メートルです。</p> <p>整理番号 3 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が北方字〇〇 〇〇〇番〇外 1 筆で、田が 2 筆で 4,080 平方メートルです。</p> <p>整理番号 4 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が 1 筆で 381 平方メートルです。</p> <p>整理番号 5 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇で、田が 1 筆で 1,205 平方メートルです。</p> <p>整理番号 6 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が 1 筆で 1,441 平方メートルです。</p> <p>以上、6 件の申請については、いずれの受人も効率的な農地利用につきましては、</p>

	<p>農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積、地域調和要件など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>只今、事務局より説明がありました。1番から6番まであります。お目通し下さい。それでは農地法第3条許可申請6件について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしということでありますので、議案第16号農地法第3条許可申請の6件の申請については提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして2ページをお開きください。議案第17号農地法第5条許可申請の件「5-2-9」について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-2-9」について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人が、肝付町〇〇 〇〇〇番地〇 A棟、〇〇〇〇さんで、譲渡人が肝付町〇〇 〇〇〇番地、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇外1筆、畑で2筆計481平方メートルです。転用目的が一般住宅を建築したいということで、現在借家住まいのため、申請地に持家を建築し、永住したいということで申請が出ております。農地の区分が第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当致します。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇から北へ95メートル進んだ右側です。配置図については、住宅を図のように建築し、周囲はコンクリートブロックで区画し、雨水等の処理については、水路へ放流し、汚水・生活雑排水処理については合併浄化槽で計画されています。</p> <p>以上、よろしくお願いいいたします。</p>
議 長	<p>はい、「5-2-9」については、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。はい、中村委員。</p>
中村委員	<p>6番、中村です。「5-2-9」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>8月20日に、上岡委員、私と事務局が2名、申請代理人1名で現地調査を行いました。場所は事務局の説明のとおりで、申請地は住宅地に囲まれていまして、この場所は道路より一段高い場所にございまして、その道路の脇に側溝もあり住宅を建築するうえで特に問題ないかと思われましたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-2-9」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>はい、それでは異議なしということで、議案第17号農地法第5条許可申請の件「5-2-9」については、許可相当の意見を付して県に進達するということに決定しました。</p> <p>つづきまして3ページをお開きください。</p> <p>議案第17号農地法第5条許可申請の件「5-2-10」について、事務局が説明をいたします。</p>

事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-2-10」について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人が、肝付町〇〇 〇〇〇番地〇、株式会社〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇〇さんで、譲渡人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇、〇〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇、畑で 163 平方メートルです。転用目的が駐車場を整備したいということで、昨年隣接地に事務所・倉庫を建築したが、駐車スペースが狭く不便なため、隣接地を駐車場として利用したいということで申請が出ております。農地の区分が第1種農地の既存施設の拡張に該当致します。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇からから北へ 463 メートル進んだ左側です。配置図については、図のようにカーポートから 4.5 メートル離して申請地に 5 台分スペースを確保し、雨水等の処理については自然浸透と水路へ流す計画となっております。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>はい、「5-2-10」についても、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。はい、永野委員。</p>
永野委員	<p>8番、永野です。「5-2-10」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>8月20日に、藤井委員、私と事務局が2名、申請人代理人1名で現地調査を行いました。場所は事務局の説明のとおりで、申請地は既に5ミリの砂利が敷いてありまして、作物は作っていない状況、隣に事務所があり道路より若干高くなっています。敷地内の排水については基本的に自然浸透であり、北側と西側の境界にはブロックを積み、隣接地に土砂等が流れ出ないようにするという事です。先ほど言いましたようにすでに砂利が敷いてありましたので、譲渡人に指導し、始末書を提出させています。その他は特に問題ないかと思われれます。皆様のご審議をよろしく願いします。</p>
議長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-2-10」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
【異議なしとの声あり】	
議長	<p>はい、それでは異議なしということで、議案第17号農地法第5条許可申請の件「5-2-10」については、許可相当の意見を付して県に進達するという事に決定しました。</p> <p>つづきまして4ページをお開きください。</p> <p>議案第18号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画」の決定について、8月集計分を事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第18号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画」の8月分につきまして説明いたします。</p> <p>まず、1番の所有権移転ですが、内之浦地区はありませんでした。高山地区が、田が1件の7筆で8,645平方メートルでした。詳細につきましては5ページに掲載してあります。</p> <p>この案件については先月までの総会であっせん申し出があった分で、認定農業者への売買が成立したものでございます。</p> <p>次に2番の利用権設定です。内之浦地区ですが、新規設定で畑が1件の2筆で1,852平方メートルでした。再設定は田が3件の7筆で6,106平方メートルでした。</p>

	<p>高山地区は新規設定が、田が 2 件の 2 筆で 5,382 平方メートル、畑が 5 件の 8 筆で 19,805 平方メートル、再設定が、田が 2 件の 10 筆で 6,522 平方メートル、畑が 11 件の 28 筆で 37,556 平方メートルです。</p> <p>肝付町の合計ですが、田が 8 件の 21 筆で 19,862 平方メートル、畑が 16 件の 36 筆で 57,361 平方メートルであり、田、畑合わせて合計で、24 件の 57 筆で 77,223 平方メートルであります。詳細につきましては、内之浦地区が 6 ページ、高山地区が 7 から 8 ページに掲載してあります。</p> <p>以上、よろしくお願いいいたします。</p>
議 長	<p>はい、今月は 1 番の所有権移転が 1 件、2 番の利用権設定は、内之浦地区が 4 件、高山地区が 20 件あります。まずは 1 番の所有権移転の方から審議します。お目通しのほどお願いいいたします。</p>
議 長	<p>それでは、1 番の所有権移転 1 件の申請について審議いたします。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、1 番の所有権移転の 1 件については、提案どおり許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして、2 番の利用権設定に移ります。内之浦地区が 6 ページ、高山地区が 7 ページから 8 ページになります。まずはお目通しのほどお願いいいたします。</p>
議 長	<p>それでは、内之浦地区の 4 件の申請分から審議します。</p> <p>異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>それでは異議なしとのことですので、内之浦地区の 4 件の申請につきましては提案どおり全て許可することに決定いたしました。</p> <p>つづきまして、高山地区の 20 件の申請分に移ります。お目通しをお願いいいたします。</p>
議 長	<p>それでは、高山地区の 20 件の申請について審議に移りますが、番号の 18 番、19 番に坂口利邦委員の関係する新規の利用権設定の申請がありますので、この案件から審議したいと思います。坂口委員の退席をお願いします。</p> <p>(坂口委員退席)</p>
議 長	<p>それでは利用権設定の 18 番、19 番について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>それでは異議なしと認め、利用権設定の 18 番、19 番については提案どおり許可することに決定いたしました。(坂口委員入室・着席)</p> <p>18 番、19 番を除く他の 18 件の申請分について一括審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、高山地区の 20 件の申請については、全て提案どおり許可することに決定しました。以上で議案第 18 号については終わります。</p> <p>つづきまして、報告・協議に入ります。1 番から 3 番まであります。9 ページをお開きください。報告・協議 1 番の「農地利用集積事業計画の解約について」4 件</p>

	あります。解約理由は、借り手、貸し手の都合並びに所有権移転等によるもので、合意による解約が成立したものです。お目通しをお願いいたします。
議 長	それでは合意解約の件について、ご意見等はありませんか。
	【なしとの声あり】
議 長	なしとのことですので、農地利用集積事業計画の解約については、報告のとおり承認されました。 つづきまして、10 ページをお開きください。報告・協議の2番、あっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が2件出ております。あっせん委員を選任したいと思います。まずは「あ-2-19」について事務局の説明を求めます。
事務局	「あ-2-19」について説明いたします。 申出人が〇〇市〇〇町〇番〇号 〇〇〇〇さんです。 申出希望地が、肝付町宮下字〇〇 〇〇〇番で、地目・面積は、田が1筆517平方メートルで、あっせんの種類は譲渡希望です。 希望価格については周辺相場となっています。 場所につきましては、〇〇振興会にございます〇〇〇から南へ300メートルほどの所になります。以上、よろしくをお願いいたします。
議 長	それでは「あ-2-19」のあっせん委員に、地区委員の福田委員と永野委員でお願いします。 つづきまして、「あ-2-20」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あ-2-20」について説明いたします。 申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。 申し出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇外1筆で、地目・面積は田が1筆522平方メートル、畑が1筆1,223平方メートルです。あっせんの種類は貸付希望で、希望価格については周辺相場、貸付希望期間については3年となっています。 場所につきましては、〇〇振興会にございます〇〇歯科さんから東へ20メートルほどの所になります。以上、よろしくをお願いいたします。
議 長	それでは「あ-2-20」のあっせん委員を、地区委員の中嶋委員と白田委員にお願いします。 以上であっせん申し出に係る2件の、あっせん委員の選任関係を終わります。 つづきまして、11ページをお開きください。 報告・協議の3番、農地移動適正化あっせん申し出に係る整理について、事務局が説明します。
事務局	あっせん申し出に係る整理について、11ページから13ページに、あっせん申し出の未成立分の積み残しと、本日、あっせん委員を決めて頂きました分について、譲渡、貸付、借受、譲受希望それぞれ載せております。 その他成立したものにつきましては、随時整理しておりますが、資料をご覧いただき、気づかれた点がありましたらお知らせください。 あっせん申し出の整理につきましては以上です。
議 長	この件に関しまして何かありませんか。はい、冷水委員。
冷水委員	13番、冷水です。借受希望の令和元年度分の28番について、申出人から何か事務局に問い合わせがありましたか。

事務局	申し出以降、本人から事務局に問い合わせ等来ておりません。本人がコーヒー豆を栽培したいという事で、霜が降りにくいところで内之浦地区を希望されていますが、適地が無いようでしたら問い合わせがあった際にそのように伝えるしかないと思いますが、適地は無いような状況ですか。
冷水委員	本人の希望が北方地区で霜が降りにくいところという事でしたが、北方地区が内之浦で一番気温が低いですし、北方地区より南方地区、さらに岸良地区の方が気温も高いという事もあり、〇〇〇の方と知り合いという事も聞いていましたし、最近〇〇の頭数が減少し、借地を返しているという情報もあるものですから、事務局に何か連絡でもあったかと思ひまして。
事務局	北方地区を希望された理由は、申出人が〇〇から通作されるという事もあり、少しでも近いところという事で北方地区を希望されたわけで、その他の地区で適地があるようでしたら教えていただければ、連絡が来た際に申出人につなぎたいと思ひます。
議 長	他に何かありませんか。
	【なしという声あり】
議 長	その他で何かありませんか。はい、坂口委員。
坂口委員	1番、坂口です。水稻部会でおいしい米づくり委員会を作っていますが、その中で、今年も品評会を予定しています。自分の作った米がおいしいと思われる方はぜひ届けていただき、周辺にもそのような方がいらっしゃいましたら、声掛けをお願いします。
議 長	他に何かありませんか。はい、事務局。
事務局	事務局より臨時総会等について説明。
議 長	その他で何かありませんか。 無いようですので、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、9月24日(木)の予定ですのでよろしくお願いいたします。 それでは以上で、8月の定例総会を閉会いたします。

<午前10時36分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和2年8月25日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 福園 幸雄

委 員 坂口 利邦